

LUMBER LIQUIDATO 【A3976】
(Lumber Liquidators Holdings, Inc.)
—和解金のお取り扱いについて—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、LUMBER LIQUIDATO にかかる集団訴訟の和解が成立し、このたび和解金の分配が行われました。
条件に該当するお客様には下記の通り和解金が支払われますのでご案内申し上げます。
詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 訴訟の内容

: LUMBER LIQUIDATO、及び同社の創設者である Thomas D. Sullivan、元最高経営責任者である Robert M. Lynch、元最高財務責任者である Daniel E. Terrell、並びに元最高マーケティング責任者である William K. Schlegel らに対し、以下の集団訴訟が米国ヴァージニア州東部地区裁判所にて提起されました。

(1) 訴えの内容

2012年2月22日から2015年2月27日の期間に LUMBER LIQUIDATO 株式を買付し損失を被った投資家への損失の賠償を請求

(2) 訴えの理由

LUMBER LIQUIDATO、及び Thomas D. Sullivan らは、同社が中国から輸入していた床木材製品について、それらが違法に伐採された木材で製造された上、高濃度のホルムアルデヒドを含んでいたこと等の重要な事実を隠蔽し、虚偽の報告を行った。これにより、2012年2月22日から2015年2月27日の期間に LUMBER LIQUIDATO 株式の価格が人為的に引き上げられた。そのため、2012年2月22日から2015年2月27日の期間に LUMBER LIQUIDATO 株式を買付し損失を被った投資家に対する賠償金を求めて集団訴訟が提起された。

(3) 対象となる投資家

2012年2月22日から2015年2月27日の期間に LUMBER LIQUIDATO 株式を買付し損失を被った投資家

2. 和解の内容

LUMBER LIQUIDATO が和解原資を支払い、今回の訴訟にかかる法廷費用、及び和解にかかる事務費用等を控除し、残りを上記第1項(3)に適合する投資家に配分することで和解が成立しました。

3. 和解金のお取り扱い

- ・弊社に分配された和解金は、上記第2項に従って按分した後、円貨にてお客様の口座へお支払い致します。
(円転レート=6/29 TTM-0.5円 110.04円/米ドル)
- ・お客様口座への入金日は2018年7月4日となります。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社